

鋼船規則

鋼船規則検査要領

C 編

船体構造及び船体艤装

「鋼船規則の一部を改正する規則(2005年 規則 第44号)」一部改正

「鋼船規則検査要領の一部を改正する達(2005年 達 第35号)」一部改正

2006年10月3日

規則 第49号/達 第61号

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規
則

C 編

船体構造及び船体艤装

「鋼船規則の一部を改正する規則(2005年 規則 第44号)」一部改正

2006年10月3日 規則 第49号

2006年10月3日 規則 第49号

「鋼船規則の一部を改正する規則（2005年12月16日 規則 第44号）」の一部を改正する規則

「鋼船規則の一部を改正する規則（2005年12月16日 規則 第44号）」の附則（改正その3）を次のように改める。

附 則（改正その3）

1. この規則は、2007年1月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

C 編

船体構造及び船体艤装

要
領

「鋼船規則検査要領の一部を改正する達(2005年 達 第35号)」一部改正

2006年10月3日 達 第61号

2006年10月3日 達 第61号

「鋼船規則検査要領の一部を改正する達（2005年12月16日 達 第35号）」の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領の一部を改正する達（2005年12月16日 達 第35号）」の附則（改正その4）を次のように改める。

附 則（改正その4）

1. この達は、2007年1月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。